

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議</p> <p>(他の大学院等との協議)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学府教授会又は<u>技術経営研究科</u>教授会(以下「学府教授会等」という。)の議を経て、学長が行う。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第2節 派遣学生</p> <p>(出願手続)</p> <p>第19条 学則第76条、第77条及び第78条の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修又は他の大学院等の研究指導を受けることを志願する学生(以下「派遣学生」という。)は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該学府長又は<u>技術経営研究科</u>長(以下「学府長等」という。)に願出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議</p> <p>(他の大学院等との協議)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学府教授会又は<u>連合農学研究科</u>教授会(以下「学府教授会等」という。)の議を経て、学長が行う。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第2節 派遣学生</p> <p>(出願手続)</p> <p>第19条 学則第76条、第77条及び第78条の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修又は他の大学院等の研究指導を受けることを志願する学生(以下「派遣学生」という。)は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該学府長又は<u>連合農学研究科</u>長(以下「学府長等」という。)に願出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

附 則 (教規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。